

船舶インシデント調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成28年9月11日 07時30分ごろ
発生場所	千葉県銚子市 <small>いぬぼう</small> 犬吠埼南南東方沖 犬吠埼灯台から真方位170° 22海里付近 (概位 北緯35° 20.9′ 東経140° 58.0′)
インシデントの概要	漁船第八大徳丸は、犬吠埼南南東方沖で揚網作業中、主機及び補機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年9月12日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八大徳丸、65トン
船舶番号、船舶所有者等	CB2-60238（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	機関長、四級（機関、機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約8m/s、視程 約10km 海象：波高 約2m
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか5人（日本国籍2人、インドネシア共和国籍3人）が乗り組み、犬吠埼南南東方沖で揚網作業中、主機及び補機が停止した。</p> <p>機関長は、燃料油系統に異常が発生したと判断して機関室に入り、燃料油サービスタンク出口側に設置された燃料油の流量計（以下「本件流量計」という。）の出口に設けられた沈殿槽からエア抜きを実施したところ、燃料油が出なかったため、本件流量計のバイパス弁を開放し、主機及び補機を運転した。</p> <p>本船は、主機及び補機を運転したものの、再び停止したので支援に来ていた僚船にえい航されて銚子港に帰った。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関修理業者による本件流量計のバイパス弁部分のエア抜きを実施したところ、正常に運転することができた。</p> <p>本船は、本件流量計が約10年間整備されていなかった。</p>
分析	本船は、本件流量計のバイパス弁を開放する際、エア抜きが十分に行われていなかったことから、同バイパス弁を開放後、一旦、主機を運転できたものの、停止し、運航不能となった可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、本件流量計のバイパス弁を開放する際、エア抜きが十分に行われていなかったため、主機の運転ができな

	くなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 燃料油の流量計は、適宜、開放整備を実施して作動を円滑にすること。